

〔資 料〕

アメリカ合衆国の死刑状況（その5）

—1993年—

辻 本 義 男

- | | |
|------------------|---------------------------------|
| 1 はじめに | 9 連邦の死刑 |
| 2 1993年に処刑された囚人 | 10 無実の者を処刑するおそれ |
| 3 死刑の適用にみられる人種差別 | 11 死を選ぶ囚人たち |
| 4 死刑事件被告人の弁護 | 12 合衆国最高裁判所判事 Thurgood Marshall |
| 5 少年犯罪者の処刑 | 13 州の立法にみられる進展 |
| 6 精神障害者の処刑 | 14 死刑に関する統計 |
| 7 特赦 | |
| 8 世論 | |

1 はじめに

1993年末には、連邦軍法と連邦市民法および36州で死刑を言い渡された者が前例をみない2,700人以上もいて、1993年中に38人が処刑された。これは1970年代中頃に死刑法が改正されて以来、年間で最多の処刑数であり、1977年以降合衆国での処刑の合計数は226人に達した。ワシントン州が29年ぶりに死刑の執行を行った。この執行は1977年に死刑が再導入されて以来はじめての絞首による処刑であった。1993年の処刑数のほとんど半数（17人）は、テキサス州で行われた。その他に、バージニア州（5人）、ミズリ州（4人）、フロリダ州（3人）、アリゾナ州（2人）、デラウェア州（2人）、ジョージア州（2人）、カリフォルニア州（1人）およびレイジアナ州（1人）

で処刑が行われた。ミズリー州の囚人 Bobby Shaw は、処刑直前に特赦された。

死刑の適用における人種差別は、大きな関心事である⁽¹⁾。1993年に処刑された38人の囚人の88パーセントは、白人の被害者を殺害して有罪を宣告された者であった。処刑された者の半数は、黒人か、あるいはラテン・アメリカ系であった。

1993年に処刑された囚人のなかの4人が、17歳のときに死刑を宣告された犯罪を犯した少年犯罪者であった⁽²⁾。黒人の Federick Lashley と、ラテン・アメリカ系の Ruben Cantu の2人は、公判の際に、死刑事件を扱った経験のない弁護人に弁護された。黒人の Federick Lashley と Curtis Harris は、検察官が陪審員団から黒人の陪審員候補者を全員排除した白人だけの陪審員によって、有罪を宣告され、死刑を言い渡された。12月7日にジョージア州で処刑された白人の Christopher Burger は、裁判所選任の弁護人に弁護されたが、この弁護人は死刑を宣告した陪審に、被告人が恵まれない環境で育ち、精神病の病歴があるという重要な軽減事由を提出しなかった。Federick Lashley と Christopher Burger は、ミズリー州とジョージア州で現行の死刑法で処刑された最初の少年犯罪者であった。

処刑された囚人の中の数人は、精神病者か精神障害者であった⁽³⁾。被告人の精神障害に関する情報が、公判の際に弁護人によりしばしば明らかにされず、死刑判決を言い渡す陪審に知らされていなかった。1993年3月にルイジアナ州で処刑された Robert Sawyer の事件では、ある陪審員は、Sawyer が精神遅滞者であり、精神病者であることと、3度も精神病院に収容され、電気ショック療法と抗精神病薬を含む医学的な処置を必要とする長い病歴があったことを知らされていたならば、1980年に開かれた原審で死刑に票を投じなかったであろうと、後に求めに応じて述べた。7人の囚人が、上訴を放棄し、州による処刑を受け入れて処刑された。

アムネスティ・インターナショナルは、連邦（市民）法によって死刑の適用範囲を拡大しようとしている議会の動きに関心をもって見つめている。

1993年末に、死刑を40以上の新しい犯罪に拡大しようとする法案が上院を通過した。しかし、下院では死刑という手段を含まない犯罪法案が4つも通過したことは注目に値する。これは、多くの黒人、ラテン・アメリカ系、および新しく選出された議員が、連邦死刑法の拡大に対して強く反対したためであった。1993年末現在、これらの法案は、上下両院合同委員会における意見調整がみられるまで保留されている。

以下において、アムネスティ・インターナショナルが公刊した資料、とくに1994年3月に発表した「アメリカ合衆国 死刑 1993年の進展」(UNITED STATES OF AMERICA - *Death penalty developments in 1993*: AI Index: AMR 51/02/94)、法防衛基金「死刑廃止のための全国連合」(Legal Defence Fund: National Coalition to Abolish the Death Penalty)などの資料によって、1993年におけるアメリカ合衆国の死刑を概観する。

なお、1987年から1992年までのアメリカ合衆国の死刑状況は、中央学院大学法学論叢5巻2号(1992年)、6巻1号(1992年)、6巻2号(1993年)および7巻2号(1994年)で紹介したので参照していただきたい。

注

- (1) 少年犯罪者の死刑に関しては、辻本義男「少年と死刑——最近におけるアメリカの事例」法の支配72号(1988年)、同「アメリカの少年死刑囚」犯罪と非行91号(1992年)。
- (2) 人種差別に関しては、辻本義男「アメリカにおける人種差別と死刑」中央学院大学法学論叢2巻1号(1989年)、同「アメリカ・インディアンと死刑」中央学院大学法学論叢7巻1号(1993年)。
- (3) 精神障害者の処刑に関しては、辻本義男「アメリカにおける死刑と精神障害者の問題」中央学院大学法学論叢1巻1号(1987年)、同「死刑と医の倫理」中央学院大学法学論叢3巻1号(1990年)。

2 1993年に処刑された死刑囚

人 数			処刑日	氏 名	州	処刑 方法	被害者 人種	被害者 の 人 種
(1)	(2)	(3)						
1	189	1	1月5日	Westley DODD	ワシントン	H	W	3W
2	190	18	1月19日	Charles STAMPER	バーヂニア	E	B	3W
3	191	8	1月27日	Martsay BOLDER	ミズリー	LI	B	B
4	192	2	3月3日	John BREWER	アリゾナ	LI	W	W
5	193	2	3月3日	James Allen RED DOG	デラウエア	LI	N	W
6	194	21	3月5日	Robert SAWYER	ルイジアナ	LI	W	W
7	195	19	3月18日	Syvasky POYNER	バーヂニア	E	B	4W1B
8	196	55	3月23日	Carlos SANTANA	テキサス	LI	L	L
9	197	56	3月25日	Ramon MONTOYA	テキサス	LI	L	W
10	198	3	4月14日	James D. CLARK	アリゾナ	LI	W	4W
11	199	30	4月21日	Robert HENDERSON	フロリダ	E	W	3W
12	200	57	5月4日	Darryl STEWART	テキサス	LI	B	W
13	201	31	5月5日	Larry Joe JOHNSON	フロリダ	E	W	W
14	202	58	5月12日	Leonel HERRERA	テキサス	LI	L	L
15	203	59	5月18日	John SAWYERS	テキサス	LI	W	W
16	204	20	6月17日	Andrew CHABROL	バーヂニア	E	W	W
17	205	60	6月29日	Markham DUFF-SMITH	テキサス	LI	W	W
18	206	16	6月29日	Thomas Dean STEVENS	ジョージア	E	W	W
19	207	61	7月1日	Curtis Paul HARRIS	テキサス	LI	B	W
20	208	9	7月21日	Walter BLAIR	ミズリー	LI	B	W
21	209	10	7月28日	Frederick LASHLEY	ミズリー	LI	B	B
22	210	62	7月30日	Danny HARRIS	テキサス	LI	B	W
23	211	63	8月5日	Joseph JERNIGAN	テキサス	LI	W	W
24	212	64	8月12日	David HOLLAND	テキサス	LI	B	W
25	213	65	8月20日	Carl KELLY	テキサス	LI	B	W
26	214	66	8月24日	Ruben CANTU	テキサス	LI	L	L
27	215	2	8月24日	David MASON	カリフォルニア	G	W	5W
28	216	32	8月25日	Michael DUROCHER	フロリダ	E	W	3W
29	217	67	8月31日	Richard WILKERSON	テキサス	LI	B	W
30	218	3	8月31日	Kenneth DESHIELDS	デラウエア	LI	B	W

31	219	68	9月3日	Johnny JAMES	テキサス	LI	W	W
32	220	21	9月14日	Joe Louis WISE, Jr.	バージニア	E	B	W
33	221	69	9月28日	Antonio BONHAM	テキサス	LI	B	W
34	222	11	10月6日	Frank GUINAM	ミズリー	LI	W	W
35	223	70	11月10日	Anthony COOK	テキサス	LI	W	W
36	224	17	12月7日	Cristopher BURGER	ジョージア	E	W	W
37	225	71	12月15日	Clifford PHILLIPS	テキサス	LI	B	W
38	226	22	12月7日	David PRUETT	バージニア	E	W	W

人数 (1)1993年に処刑された人数の累計 (2)1977年以降の累計 (3)当該州における累計

略語 E=電気 G=ガス H=絞首 LI=薬物注射

B=黒人 L=ラテン・アメリカ系 N=アメリカ原住民 W=白人

3 死刑の適用にみられる人種差別

合衆国憲法修正第14条の平等保護条項にもかかわらず、死刑の適用に人種差別の証拠がみられる。1993年に処刑された死刑囚の88パーセント以上が、白人の被害者を殺害して死刑を宣告された。殺人の被害者が黒人と白人ではほぼ等しいにもかかわらず、1977年以降、処刑された者の84パーセントが白人の被害者を殺害したとして有罪を言い渡された者である。数多くの調査研究は、その他の法的な要因を考慮しても、白人の被害者が含まれる殺人は、黒人の被害者が含まれる殺人よりも死刑が宣告されることが多いとし、白人被害者を殺害した黒人は、白人を殺害した白人よりも死刑を宣告されることが多いことを示している。

1993年に処刑された者の半数以上が、少数民族の者であった。全体的にみて、黒人は合衆国人口の12パーセントを占めているに過ぎないにもかかわらず、合衆国に現在いる死刑囚の約40パーセントは黒人である。死刑囚に占める黒人の割合がより高い州もいくつかある。1993年に処刑された死刑囚のうちのすくなくとも3人（テキサス州の少年死刑囚 Curtis Harris とミズリー州の少年死刑囚 Frederick Lashley、およびミズリー州の Walter Blair）は、検察官が理由不要の陪審員忌避を行って黒人陪審員候補者全員を排除した結果、全員白人からなる陪審による裁判を受けた。1986年に、合衆国

最高裁判所は、*Batson v. Kentucky* 事件で、検察官は人種のみを根拠として陪審員を排除することはできないと判示したが、この判決はその有罪の決定が直接上訴によってすでに支持された囚人には遡及して適用されないとした。他の囚人も、その弁護人が陪審員の排除につき異議を申し立てなかったので、*Batson* 判決から利益を得ることはできなかった(その結果、上訴でこの問題を提起する権利を「放棄し」たことになる)。

合衆国の南部諸州で弁護活動を行っている弁護士が、アムネスティ・インターナショナルに、*Batson* 判決にもかかわらず、死刑裁判における黒人の陪審員候補者を組織的に排除することは、いくつかの巡回区ではよくあることであると語った。それらの巡回区の検察官は、黒人の陪審員を排除するために人種には関係のないみせかけの理由を用いており、それが裁判所で大体認められているのである。

4 死刑事件被告人の弁護

死刑事件の多くの被告人が弁護人の効果的な援助を奪われていることを示す多くの証拠がある。死刑がしばしば適用される州の多く（アラバマ州、ジョージア州、ルイジアナ州およびテキサス州を含む）には、全州的な公費選任弁護人制度がなく、貧困な被告人には、ごく僅かな報酬しか支払われず、公判のためにほとんど準備もしない裁判所選任の弁護人が付される。このようにして選任された弁護人には、死刑法についての知識がなく、刑事事件についての経験もない者がいる。

1993年に処刑された死刑囚のうちのすくなくとも4人(1993年9月にバージニア州で処刑された Joe Wise、1993年8月にテキサス州で処刑された Ruben Cantu、1993年7月にミズリー州で処刑された Frederick Lashley、および1993年4月にアリゾナ州で処刑された James Clark)は、公判で、死刑事件を扱った経験をもたない弁護人に弁護された。Ruben Cantu と Frederick Lashley は、少年犯罪者であった。1993年に処刑された他の何人かの死刑囚も、不十分な法的代理しか受けていず、弁護人は重要な軽減事由となるであろう

証拠を提出しなかった（例えば、Robert Sawyer の例）。

9月にバージニア州で処刑された Joe Wise は、裁判所選任の弁護人に弁護されたが、その弁護人は死刑法にうとく、陪審が死刑に票を投じるようにしむける結果となった。公判の際に弁護人は、Wise の恵まれない、暴力をふるわれた少年時代の生い立ちに関する証拠も、限界級の精神遅滞であるという事実も提出しなかった。

テキサス州の状況は、とくに関心をひくものがある。テキサス州には全州的な公費選任弁護人制度がなく、公判および上訴段階（例えば、ヘイビラス・コーパスの上訴）の貧困な被告人に対する基金もなく、死刑事件の上訴の際には任命された弁護人だけしか依頼することができない唯一の州である。テキサス州における死刑事件の法的代理に関し2年間にわたって行われた研究（Spangenberg Report）⁽¹⁾は、1993年に「テキサス州における状況は絶望的であるとしかえぬ」「テキサス州は、死刑事件の法的代理に関してはすでに危機的な段階に達しており、しいて言えば、他のどの州におけるよりも死刑に関する問題は悪化していると思う」と結論を下した。

他の州より多くの死刑囚がテキサス州におり、処刑も多く行われていることから、この研究は、公判や直接上訴、および州のヘイビラス・コーパスの上訴における弁護人任命制度に重大な欠点があるとしているのである。さらに、この研究は、全州的な弁護人選任のための資格基準や適格ガイドラインがなく、死刑事件で裁判所に選任される弁護人に対する報酬も「全く低い」ものであることを明らかにした。

州はヘイビラス・コーパスの上訴の弁護人に対する基金についてはなんらの規定も有していない。Spangenberg 報告は「研究の結果は、多くの点で、公判、直接上訴、および合衆国最高裁判所に対するサーシオレイに対しては絶望的であり、州のヘイビラス・コーパスの上訴における法的代理は不安をいだかせるものがある」⁽²⁾とした。1993年現在、テキサス州にいる約50人の死刑囚は法的代理を受けていないと報告されている。処刑予定日の数週間あるいは数日前に弁護人が付されるので、事件の記録を精査し

たり適切に連邦の上訴の準備をする時間がほとんどない状態であることがしばしばである。ときどき重要な問題が遅く発見されるために、裁判所が審理できないこともある。

注

- (1) 1993年3月に、Spangenberg Group がテキサス州法曹協会のために作成した「テキサス州における死刑事件の弁護に関する研究」
- (2) Spangenberg 報告書96頁。

5 少年犯罪者の処刑

合衆国は、世界のどの国よりも多くの少年犯罪者（18歳未満に犯した犯罪で死刑を宣告された者）を処刑しており、多くの少年死刑囚がいる（1993年末現在、11州に少なくとも30人の少年死刑囚がいる）。法律上死刑を存置している72以上の国が、犯行時18歳未満の者に対する処刑を廃止している。死刑を存置している多くの国には、少年犯罪者の処刑を免じる法律がある。1990年代に少年犯罪者を処刑したと報じられている国は、サウジアラビアとイエメンだけである。

1993年に、4人の少年犯罪者が処刑された。これは1970年代に死刑が再導入されて以来1年間の執行数としては最も多く、1985年以来これで9人処刑されたことになる。Curtis Harris が7月1日にテキサス州で、Frederick Lashley が7月28日にミズリー州で、Ruben Cantu が8月24日にテキサス州で、そしてChristopher Burger が12月7日にジョージア州で処刑された。Frederick Lashley と Ruben Cantu の2人は、死刑事件の経験がない弁護人に弁護された。

Frederick Lashley の弁護人は、後に「私がこの事件を受任したとき、私は、まったくといってよほど謀殺事件の公判の経験がありませんでした。・・・Frederick 事件が私の最初の謀殺事件裁判であったのです。当時、私は死刑法に関する訓練を受けていませんでした」と述べている。

Curtis Harris は、白人のトラックのドライバーの Timothy Merka の

謀殺で有罪を宣告された。彼は犯行時17歳であった。黒人の Curtis は、検察官が黒人の人口が6パーセントしかない土地に裁判地を変更し、陪審員団から3人の黒人陪審員候補者を理由不要の忌避を行って排除した結果、全員白人の陪審によって死刑を宣告された。Curtis の兄の Danny も、同じ犯罪で有罪を認定され、死刑を宣告されていた。彼は犯行時18歳であった。Danny Harris は、弟に遅れること29日目の7月30日に処刑された。

Curtis Harris は、公判の際にその成育歴や精神状態に関する証拠を提出しなかった裁判所選任の弁護人に弁護された。死刑囚監房にいた1986年に、Curtis Harris は知能指数が77であり、顕著な脳障害がみられ、少年時代に脳に重大な傷害を受けたという詳細な神経精神医学的な診断を受けていた。ハリスは、貧困の中で育った9人兄弟の1人であった。アルコール中毒の父親は、きまって子供たちを電気のコード、帯皮、長い生皮の笞、あるいは拳骨で殴打した。あるとき父親に角材で頭部を殴られ、その打撃によって頭蓋骨に重傷害を受けた。

Federick Lashley は、ミズリー州で60年ぶりに処刑された少年犯罪者であった。黒人の Lashley は、1981年4月に彼の里親でもあった従兄弟を殺害して、1982年に全員白人の陪審によって有罪を認定され、死刑を宣告された。犯行時17歳1か月であり、薬物の影響下にあった。幼いときに母親に遺棄されたので、15歳まで親戚に育てられた。彼は暴力をふるう父親の許に何度か戻った。彼は幼いときから精神医学的な保護が必要とされ、「しばしば自殺の思いにとらわれていた」と報告されている。10歳の時からアルコールを多量に飲用し、15歳のときには少年施設に収容されていた。犯行の直前には街頭で生活するホームレスであった。

ラテン・アメリカ系の Ruben Cantu は、1985年以降テキサス州で処刑された5番目の少年犯罪者である。彼は1984年の Pedro Gomez 殺しで有罪を言い渡された。Cantu は犯行時17歳であった。彼は、Federick Lashley と同様に、死刑事件を扱ったことのない未経験の弁護人に弁護された。この弁護人は、Cantu が問題家庭で成育し、精神障害であるという証拠を提

出しなかった。Cantu は公判準備の際に、精神医の診断も受けていなかった。死刑囚監房にいた間、Cantu の上訴弁護人は彼に精神医の診断を受けさせた。その結果、知能指数は70～80で、平均しても100以下であることが明らかになった。1988年9月に、精神医はCantu は「限界級の知的機能で、平均人とはいえない」と証言した。

Curtis Harris も Ruben Cantu (そして、現在テキサス州にいる大部分の死刑囚)も、陪審が公判の判決言渡段階で軽減事由を考慮する機会をきびしく制限した州法によって死刑を宣告された。とくに、この法律は、被告人の若年ということを別個の軽減事由として考慮することを認めなかった。テキサス州は、1991年9月に死刑量刑法を改正し、現在は、終身刑か死刑のいずれかを科すかを決定する際に陪審に軽減事由を考慮することを認めている。しかし、新法は、1991年9月以前に犯罪を犯した犯罪者には遡及して適用されない。したがって旧法によって判決を言い渡された少年犯罪者は、その法律が根本的に改正されても死刑の判決を言い渡されたままである。1993年6月に合衆国最高裁判所は、5対4で、10代に謀殺を犯した者に死刑を宣告するかどうかの決定を陪審に認めることは合憲であると判示した (*Johnson v. Texas* 事件)。

Christopher Burger は、バージニア州の現行法により処刑された最初の少年犯罪者である。白人の Christopher Burger は、犯行時17歳で、合衆国陸軍の兵士であった。1977年に仲間の兵士と白人のパートタイムのタクシー・ドライバーの Roger Honeycutt を殺害して、1978年1月25日に死刑を宣告された。この死刑判決は取り消されたが、1979年7月にふたたび死刑を言い渡された。共犯者の Thomas Stevens も死刑を宣告され、1993年6月29日に処刑された。公判で、Burger は裁判所選任の弁護人に弁護された。この弁護人は依頼人の生活歴を調査もせず、量刑審理では軽減事由も提出しなかったために、陪審は、Burger がその年齢にしては低い知能指数であることを知らされなかった。Burger は、精神病であり、幼児のときに受けた身体的な虐待で脳に傷害があり、非常に乱れた不安定な成育歴で、15歳

のときに自殺を企てていた。合衆国最高裁判所は、1987年6月に5対4で Burger の上訴を退けた。軽減事由の提出を行わなかったことについて、多数意見は新しい証拠は「上訴人が例外的な不幸かつ不安定な少年時代を送ったことを明らかにしている」が、「ヘイビアス・コーパスの審理の記録が、(公判の際の弁護人が) より十分な調査を調査を行っていないことを示していない」とした。少数意見の中で、4人の判事は公判時の弁護人は量刑審理で証拠を提出しないという誤りをおかしたとした。記録では、弁護人と被告人の接見は短く、Burger は少年時代の多くの事実を進んで話すことができなかったことを示している。Burger の母親も、申し入れをしたときにだけ弁護人と話すことができ、弁護人は母親に量刑審理の重要性や軽減事由の必要さを説明しなかったと証言している。判事たちは、被告人の少年時代の実際の状況(仲を割かれた両親と2人の継父の双方から殴打され、捨てられたことを含む)が、量刑審理に密接に関連しているとした。

テキサス州の少年死刑囚の Gary Graham は、1993年に処刑されることになっていた。彼は、1981年の Bobby Lambert の謀殺で有罪を宣告された。Graham は黒人で、犯行時17歳であり、被害者は白人であった。1週間にわたる犯罪騒ぎの際に犯した犯罪で逮捕され、後に謀殺で起訴された。彼はその週に行った一連の強姦を含む犯罪では有罪を認めたが、Bobby Lambert の謀殺に関与したことは否認した。彼は、主に警察の面通しで彼を指し、犯罪者を一瞥したに過ぎない目撃者の確認証拠により有罪を認定された。謀殺現場にいたその他の人びとは、Graham を確認することができなかった。Graham はアリバイ証拠を完全に調査もせず、提出もしなかった弁護人に弁護されたと上訴の際に争った。また、弁護人は Graham に対する完全な心理学的テストを命じなくて、それに代わって州が行った簡単な能力テストによった。後に行った精神医の診断は、少年時代に受けた多くの傷害によるものとおもわれる脳損傷状態が存在することを明らかにした。1993年末現在、Gary Graham は、その後の裁判手続の結果を待って死刑囚監房に繋がれている。

6 精神障害者の処刑

3州が、精神障害者に対する死刑の適用を免じる法律を可決した。全部で8州(アーカンソー州、コロラド州、ジョージア州、ケンタッキー州、メリーランド州、ニューメキシコ州、テネシー州およびワシントン州)が、現在このような法律をもっている。しかし、アーカンソー州の新法は、知能指数が65以下の者であることを要求している。これは、1993年5月にアメリカ精神遅滞学会(American Association on Mental Retardation: AAMR)が精神遅滞の新しい定義を定めた際の知能指数より低い。アメリカ精神遅滞学会が新しく定めた精神遅滞は、18歳未満の発病で、知能検査で約70~75(あるいはそれ以下)の知能指数とされ、2つ以上の適応技能領域で顕著な無能力が測定されることとされた。

大統領委員会は、精神遅滞の被告人に対する死刑の適用を廃止するように勧告した。精神遅滞に関する大統領委員会(保健社会福祉省の常設委員会)は、1991年に報告書を提出したが、ブッシュ政権はなんらの措置も講じなかった。1993年初めに、連邦および州の法執行機関および司法部に配付されたこの報告書は、精神遅滞の被告人を確認する必要があることについて特別に配慮するようにとして、「精神遅滞であることが確認されていない精神遅滞の被告人は、公平かつ適切な法的代理を受ける際に大きな不利益を被っている……。これらの者の法的権利は、保障されていないようであり、事件の公平かつ適切な処理が行われていないようである。これらの者は黙秘権や負罪の質問に対し答えを拒絶する権利を知らないことが多い」と述べている。

1993年に処刑された囚人のうち少なくとも10人が、精神病の症状を示すか、あるいは非常に低い知能指数の者であった。5月にフロリダ州で処刑されたLarry Joe Johnsonは、ベトナム帰還兵であったが、戦争の結果、外傷後ストレス性障害(post-traumatic stress disorder: PTSD)に苦しんでいた。処刑された何人かの囚人は、少年時代に身体的あるいは精神的な虐

待を被っており、ある者は意識不明になるまで殴打されていた。ある囚人は、5歳のときに最初の自殺を試みていた。

Robert Sawyer は、1993年3月5日にルイジアナ州で処刑された。彼は、1979年9月に、23歳の白人女性 Frances Arwood の強姦殺人で演じた役割で、有罪を言い渡された。共犯者は終身刑を宣告された。Sawyer も同じ刑を提示されたが、弁護人の弁護を受けていないので、公判で審理されることを選んだ

Robert Sawyer は、精神遅滞で、脳の器質障害があり、分裂症で、電気ショック療法と抗精神病薬を含む療法を必要とする長い病歴を有していた。3度も精神病施設に収容されていた。Sawyer の精神無能力は、10代から豊富に記録されていたが、裁判所選任の弁護人はその証拠を入手もせず、陪審に提示もしなかった。公判の際に、Sawyer の弁護人は有罪認定段階の最終弁論を放棄し、量刑段階での冒頭陳述も放棄し、非常に不正確かつ偏見をもった診断によって、陪審に Sawyer は社会病質者の可能性があると言った。Sawyer は、ひどく暴力的な環境で育った。母親は父親に殴打され、虐待から逃れるために自殺を試みたと報じられている。母親は、産後の鬱病で Sawyer と、当時2歳であった双子の姉たちを殺しようとした。母親の死後、Sawyer は父親に育てられ、しばしば殴打されていた。幼いときうけた脳の傷害はひどい身体的虐待の結果であるという証拠がある。心身障害者の学校に送られたが、そこで軽罪を理由に電気ショックの罰を受けたと家族は話している。知能指数が68であったので、教育を受ける知能ではなかった。14歳のときに、「中位の精神遅滞、慢性の脳障害、および脳波異常」と診断され、抗精神病療法を受けた。1966年に、「無能力者」と宣告され、テネシー州の精神病院に収容された(3度におよぶ収容の最初の収容)。

1991年11月に、ルイジアナ州仮釈放委員会は、Sawyer に対する死刑を終身刑に減刑するとを票決した。しかし、Buddy Roemer 州知事は、在職最後の日に、Sawyer の処刑を決定した。原審の多くの陪審員は、事件を新聞で読んでいた。彼らは1980年の公判の際に、Sawyer が精神遅滞であり脳障

害があったことを知っていれば、死刑に票を投じなかったであろうと言っている(ルイジアナ州では、1人の陪審員が終身刑に票を投じれば、裁判官はそれに従って被告人の刑を言い渡さなければならないことになっている)。

連邦のヘイビアス・コーパスの救済をもとめての Sawyer の申立ては、合衆国最高裁判所に受理された。Sawyer は、公判における法的代理は不適切であり、犯罪事実に関して大きな誤りがあり、それがなければ陪審は、加重事由と軽減事由が均衡していることから死刑に値しないとしたであろうと主張した。Sawyer の申立ては、陪審に多くの不正確な量刑資料が提示されなかったならば、死刑などという判決は言い渡されなかったであろうとして、「死刑については無知であった」と主張したものであった。

1992年6月、合衆国最高裁判所は救済の申立てを却下し (*Sawyer v. Whitley* 判決)、ソーヤーに対する死刑を支持して、裁判所は連邦のヘイビアス・コーパスの上訴を制限する意図であることを強調した。合衆国最高裁判所は、精神遅滞の被告人に対する死刑が適切かどうかの問題を完全に回避したのである。Edward 州知事が新たに任命した仮釈放委員会が事件を再審理し、3対2で特赦の申立てを退けた結果、Robert Sawyer は、1993年3月3日にルイジアナ州で処刑された。

7 特 赦

17件が人道的見地その他によって特赦されたほかは⁽¹⁾、1973年から1993年末までの間に、人道的な見地から特赦された死刑囚はほとんどいない。1993年に、ミズリー州の Bobby Shaw が特赦されただけである。Mel Carnahan 州知事は、恩赦および仮釈放委員会の勧告をうけて、「Shaw が精神遅滞であり、さまざまな程度の精神病に苦しんでいることはほとんど疑いがなく」として、Shaw の死刑を減刑した。恩赦および仮釈放委員会は「Shaw 氏は、必要な保護を受けていなく、そのために、死刑は根本的に公正を欠く」と述べた。41歳の Bobby Shaw は、ミズリー州で最も長期にわたって死刑囚監房に拘禁された囚人であった。この事件は、「タイム」

(TIME) 誌で紹介され、同情的なプレスの報道により、国の内外から特赦を求める声があがった事件であった。

死刑を終身刑に減刑する権限は、裁判所が法律に基づいて刑を科したのであるが、それが不当に厳しい場合、刑を軽減するために絶対的に必要な保障である。Gregg v. Georgia 判決 (1976年) で、合衆国最高裁判所は、行政府による特赦が存在しない制度は「われわれの刑事司法に関する観念とは全く相いれないものである」と繰り返して述べている。どのような刑事司法制度であっても、人が裁く以上過ちは避けられない。その科せられる刑罰が死刑であるとき、その手続にかかわる保障は最高のものでなければならぬ。

1993年1月に言い渡された *Herrera v. Collins* 判決で、合衆国最高裁判所は、囚人が有罪確定後の新証拠に基づく無実の申立てができないようにした。最高裁判所は、そのような申立てに対する適切な場合は、特赦の手続であるとし「特赦は、われわれアングロサクソンの法律に深く根づいたものであり、司法的な手続が尽きたときに、誤判をただすための歴史的な救済方法である」と判示した。最高裁判所は特赦の手続を、無実の者が処刑されないことを保障する「安全装置」としてとした。

最高裁判所による「安全装置」の理由づけは、広い範囲から非難を浴びた。実際、特赦の存在は、政治的配慮に大きく影響されており、近年では全く例外的な事件においてのみ減刑が認められている。いくつかの州では、適切な特赦の審理も行われていない。その他の州では、有利な特赦の勧告が、行政府によって無視されている。死刑を減刑する権限を有する者は、特赦権がなにゆえに存在するのか、特赦とはなにか、あるいはどのような基準によって行使されるべきかを理解しているにはおもわれぬ。初期であれば減刑を認められたであろう者が、最近では特赦を退けられて処刑されている。

Herrera 判決の少数意見で、3人の合衆国最高裁判所判事は「行政府による特赦の可能性は、合衆国憲法修正第8条および修正第14条の要請を十分

に充たしていない。多数意見が『恩赦は慈悲の行為である』と指摘したことは正しい。合衆国憲法が認めた権利の擁護は、行政府または行政裁判所が再調査もしないで恣意で却下されるべきではない」と述べた。

テキサス州は、*Gregg* 判決で示された法の精神に反していることで注目されている。行政府による特赦は、テキサス州においては死文であることを証拠が示している。恩赦および仮釈放委員会は、諸々の事由を調査して、人道的あるいはその他の根拠によって死刑を拘禁刑に減刑することを正当化するための努力もしないで、司法部の決定に盲判を押すだけである。テキサス州の恩赦および仮釈放委員会は、特赦の請願を考慮するようなことは減多にない。現行法のもとでは、死刑事件についての特赦の勧告をしたことがなく、1993年12月末現在、71人の囚人が処刑されている(全州で最多の数)。その中には特赦を考慮されるために強力な減刑事由を提出した者も何人かいる⁽²⁾。

特赦の手続は、検察官が減刑の申立てを認めた場合でも行われないことがある。ルイジアナ州で、精神遅滞の Herbert Welcome に有罪を認定した地方検事は、1988年3月に恩赦委員会で「正直言って、私は(特赦に)反対できるどうかかわからない」と述べた。委員会は、被害者の家族も異議を唱えていないとして、Welcome の死刑を仮釈放なしの終身刑に減刑するよう勧告した。Edward 州知事は、その後継者と同様に、署名することを拒んだ。Edward 州知事は現在職に復帰し、Welcome は減刑の署名を得られないまま死刑囚監房に拘禁されたままである。ルイジアナ州の恩赦委員会は、黒人の少年犯罪者の Dalton Prejean の事件においても勧告を行ったが、これも州知事に無視され、Dalton Prejean は1990年5月18日に処刑された。

注

- (1) 資料：法防衛教育基金。テキサス州では、1980年代に新規に量刑手続を求めた裁判所の判決により、「司法的な便宜」のためにさらに41の死刑が減刑された。

- (2) テキサス州では、現行法のもとでは人道的な見地から死刑が減刑されたことはない。アムネ스티ー・インターナショナルによれば、近年では委員会は1度特赦の審理を行っただけである。これは、精神病の少年犯罪者の Johnny Garrett の事件で、ヨハネス・パウロ二世法王からの訴えを含む国際的な訴えの結果であった。その後、Johnny Garrett は、1992年2月11日に処刑された。テキサス州の死刑囚を代表して、アメリカ法曹協会元会長の Talbot D' Alemberte は、委員会の非協力的な事実を報告し「委員会に何かを送付すると、文書をブラックホールに投げ込んだような思いをする。『文書受領』以外なんらの回答も得られない。実際、依頼人が処刑されてはじめて特赦が却下されたことを知るのである。他の州にもこのような委員会が多くあるのである」と述べた。(Post-Gazette, Pittsburgh, 1993年3月20日)

8 世 論

Democratic polling firm, Greenberg と Lake and Republican Tarrance Group が共同して行い、1993年4月に発表された全国世論調査は、一般民の死刑の支持は考えられたほど強固なものでないことを示した。この調査は1993年に、1,000人の選挙人名簿登載者に面接して行ったもので、その調査結果は「死刑——アメリカ人は死刑の代替刑を受け入れる」(*Sentencing for Life : American Embrace Alternatives to the Death Penalt*) と題して、死刑に関する情報を提供する非営利的な組織である「死刑情報センター」(Death Penalty Information Cnter) から出版された。

この調査によれば、さまざまな死刑の代替刑が提示されると、死刑の支持率は50パーセント以下に下降し、多くの人びとは、現在死刑に代えて適用できる代替刑については知らなかったことがわかった。有罪を宣告された殺人者は、処刑されることなく、7年で釈放されるという誤った認識を共通してもっていた。死刑事件の陪審は、死刑の代替刑についてなんら知らされることがないことがままあることもわかった。いくつかの州の陪審は、陪審の仮釈放資格についての情報を公判判事が拒否したので、つねに死刑を科していた。実際、約45州が、死刑に代わる刑として、25年経ない

と仮釈放の資格が与えられない終身刑か、あるいは仮釈放なしの終身刑を科している。

被面接者の77パーセントが、抽象的には死刑を支持するが、代替刑として仮釈放なしの終身刑が提示されると、死刑の支持は41パーセントに下降した。この調査は、被面接者が死刑に疑問をもっていることを示しているようである。58パーセントは、無実の者を処刑する危険があることに気付いていた。48パーセントは、人種差別があるうると考えていた。46パーセントは、処刑に多くの費用がかかると考え、42パーセントは特別な犯罪抑止効果があるかどうか疑問を感じていた。

9 連邦の死刑法

現在、連邦市民法による死刑は、航空機強取致死（1974年航空機強取法）と麻薬関連殺人（1988年薬物乱用取締法）で認められている。1993年末現在、麻薬関連殺人で、5人の死刑囚がいた。航空機強取法により死刑を宣告された者はいない。処刑は、カンザス州のFort Leavenworth刑務所で、薬物注射によって行われる。連邦市民法による最後の処刑は、1963年に行われた。1972年以降、議会では連邦法による死刑の拡大の試みが継続的に行われている。

11月19日に、合衆国上院は連邦の公務員の謀殺、大量殺人、列車破壊、在外アメリカ人の謀殺、および州境にまたがる銃器使用殺人を含む40以上の犯罪に科せられる刑として、死刑を拡大しようとする包括的「犯罪法案」を可決した。予期しない動きとして、Paul Simon 上院議員（イリノイ州選出、民主党）が、少年犯罪者の処刑を禁止する修正案を提出した。しかし、52票対41票で、修正案の討議を延期する決定がなされた。下院で、死刑を含まない特別案件に関する4つの犯罪法案を可決したことは期待をいだかせるものがある。これは、多くの黒人議員、ラテン・アメリカ系の議員および新しく選出された議員が、連邦の死刑を拡大する動きに強く反対したためである。1993年末現在、これらの法案は、上下両院の合同委員会での

意見調整がつくまで保留されている。

過去においては、2つの政党が犯罪防止法に関して戦ってきた。共和党は、より多くの処刑とより長期の拘禁刑を求め、民主党は、銃規制、麻薬統制計画および若年犯罪者の社会復帰などの犯罪防止策を強調してきたが、最近の、連邦市民法による死刑の再導入の動きは、必要な手続段階をふまないことが多いようである。しかし、1993年の法律に関しては、2つの政党が共同歩調で進むべきであるというのが、犯罪に関心をもつ一般民の考えである。

市民的および政治的権利に関する国際規約の第6条に関する全体的注釈⁽¹⁾で、国連人権委員会は、1982年に「・・・(死刑) 廃止へのあらゆる方策は、生命権の享受の前進であると考えられるべきである」と述べた。この条の意図は、死刑の廃止を奨励することにあって、死刑の拡大ではないことは明確であるとしていることからみても、連邦死刑法の拡大は、死刑に関する国際人権からの著しい後退であると考えられる。

注

- (1) 1977年12月8日の国連総会決議32/61参照。これは、各国政府に対し、死刑の究極的な廃止の見地から、死刑が科せられる犯罪の数を漸次制限することを奨励したものである。

10 無実の者を処刑するおそれ

1993年10月に公刊された議会報告書⁽¹⁾は、すくなくとも7州がくりかえし無実の者に死刑を宣告しており、間違った処刑を防止する法的保障が適切でないと非難した。

この報告書は、市民的および憲法上の権利に関する下院小委員会が作成したものである。1972年以降、刑務所から釈放された58人の死刑囚を列挙し、死刑事件の告発や上訴にみられる数多くの欠陥を非難した。取り上げられた問題の中には、人種偏見、手続的過誤、不十分な法的代理、上訴の

際の無実の申立てに対する裁判所の審理の不適切さ、および特赦の手続の政治化があった。報告書は「過去の経験から判断すると、かなりの数の死刑囚が実際に無実であり、そのなかの何人かは処刑される大きな危険にさらされていた」と結論した。

報告書は、フロリダ州の16件、ジョージア州とテキサス州の5件、ニューメキシコ州の4件、イリノイ州、サウスカロライナ州、オクラホマ州、アリゾナ州およびカリフォルニア州のおのおの4件を引用している。オハイオ州、ペンシルバニア州、メリーランド州、ルイジアナ州、ノースカロライナ州、インディアナ州およびアラバマ州のおのおの1件は、後に死刑囚が釈放されたり、恩赦を受けたり、あるいは謀殺の容疑が晴らされたりしている。

1月に、合衆国最高裁判所は、テキサス州の死刑囚 Leonal Herrera の上訴を却下した。最高裁判所は、無実を主張するために Herrera が提出した証拠は、連邦のヘイピラス・コーパスの救済に値しないと判示した。最高裁判所は州の裁判所で死刑を言い渡された囚人が、申立てを行う時間的制限が満了した後に新たに発見された証拠に基づいて申立てを行うことができる可能性を厳しく制限したのである (*Herrera v. Collins*)。Leonal Herrera は5月に処刑された。

Herrera は、警察官の Enrique Carrisalez 殺しで1982年1月に有罪とされ、死刑を宣告された。この警官は止めようとした疾走中の車から銃撃されたのである。その少し前に、別の警官が、同じ道路の延長上で射殺されているのが見つかった。Herrera は逮捕され、2つの殺人事件で起訴され、Carrisalez 殺しで死刑を宣告され、別の公判で、2人目の警官殺しで有罪を答弁した。1992年に、Herrera の上訴審の弁護人が、Leonal Herrera の兄の Raul Herrera——1984年に死亡——が2つの殺人を犯したとした証拠を提出した。この証拠には、疾走する車に乗っていて、父親が警官を殺害するのを目撃したと述べた Raul Herrera の息子の宣誓口供書が含まれていた。この新証拠の発見はテキサス州の裁判所に提出するには遅かった。

というのは、テキサス州では判決後30日以内に新たに発見された証拠に基づく公判請求の申立てを行わなくてはならなかったのである。

合衆国最高裁判所は、6対3の多数で、原審が手続的過誤をおかしていない場合には、新たに発見された無実の証拠に基づいて連邦の救済を求めることは憲法上の権利ではないと判示した。少数意見の中で、3人の判事は強い語調で、被告人が誤って有罪とされて刑を言い渡されたときには修正第8条の保護（残虐かつ異常な刑罰の禁止）が与えられないものではなく、「無実であることを証明することができる者の処刑は、限りなく単なる殺人に近づくものである」と主張した。

1993年に、無実を理由に、少なくとも4人の囚人が釈放されている。その1人のWalter McMillanは、犯してもいない犯罪ではほぼ6年、死刑囚監房に拘禁された後、アラバマ刑務所から釈放された。彼の申立てを反駁する証拠の核をなす証言を行った3人の検察側の証人（3人とも刑事事件の被疑者であった）がその証言を取り消したので、容疑が晴れたのである。1987年に逮捕された黒人のMcMillanは、白人女性の小売店経営者の殺害による公判前に、ただちに死刑囚監房に拘禁された。およそ1年後に開かれた公判は2日続いた。判事は陪審の仮釈放なしの終身刑をという量刑勧告を覆して、死刑を言渡した。4度にわたるアラバマ州の裁判所に対する上訴が却下された。この事件はCBSのテレビ・ドキュメンタリーで放映され、彼の無実に関心が寄せられた。アラバマ州刑事上訴裁判所は最終的に有罪を取消し、郡の地方検事が起訴の誤りを見つけるために弁護に加わった。

1993年1月、Robert Nelson Drewは、裁判所に無実の申立てを行う機会も与えられないままに、テキサス州で処刑に直面していた。Drewはテキサス州刑事上訴裁判所により、1993年10月14日の処刑予定日の数時間前に処刑の猶予を認められた。この処刑の猶予は、彼の事件の理非をただすためではなく、テキサス州の他の死刑事件で生じた法的問題のためであった。その結果が、Drewに反射的影響を与えたのである。Drewは、1983年2月のJeffrey Mays殺しで1983年12月に死刑を宣告された。それは、主に

Drew の証言を反駁してきた目撃者の証言によっていた。弁護人によれば、Drew はたえず無実を主張していたということである。Robert Drew が有罪とされた直後に、その犯罪で演じた役割によって60年の拘禁刑を言い渡された共犯者が、拘禁されていたジェイルの2人の同房者に、1人で Mays を殺害したと自慢話をした。彼は、後に、「・・・私が Jeffrey Mays を殺しました。Robert Drew は無実です」と申し立てた宣誓口供書に署名した。

注

- (1) *Innocense and the Death Penalty : Assessing the Danger of Mistaken Executions*, House Subcommittee on Civil and Constitutional Rights, issued 21 October 1993.

11 死を選ぶ囚人たち

1993年に、7人の囚人が法的な上訴を放棄し、州の手による処刑を選んだ。その中に、3月3日にデラウエア州で処刑された、アメリカ原住民の James Red Dog がいた。彼は、現行死刑法で処刑された合衆国に於ける2人目のアメリカ原住民であった。

8月24日に、David Mason がカリフォルニア州で処刑された。連邦の上訴裁判所で Mason は弁護人を解任する能力がないと主張した弁護人を、解任する能力ありとされた後のことであった。新聞報道によれば、David Mason は精神医が幼児のときに受けたひどい虐待が生涯にわたり外傷を与えていると証言したにもかかわらず、精神能力ありと決定されたのである。David Mason は、いらぬ子どもであった。少年時代から青春時代にかけて、両親から身体的な虐待を受け、近隣の者やその他の者から性的な虐待を受けていた。彼は、5歳のときから自殺を企てるという長い苛酷な成育歴をもっていた。アムネスティ・インターナショナルによれば、David Mason は5歳から25歳までの間に12回以上もの自殺の経験があった。弁護人が成育歴を十分に調査しなかったため、この証拠の大部分は、公判の際

に陪審に提出されなかった。David Mason は、犯行時に精神障害であり、そして悲惨な成育歴に結果する外傷後障害 (PTSD) を含む精神障害の病歴があったと申し立てた。上訴の放棄を選んで処刑された囚人の中には、その他に、Westley Dodd——1月5日にワシントン州で処刑、John Brewer——3月3日にアリゾナ州で処刑、Andrew Chabrol——6月17日にバーヂニア州で処刑、Michael Durocher——8月25日にフロリダ州で処刑、そして Anthony Cook——11月10日にテキサス州で処刑、がいた。

12 合衆国最高裁判所判事 Thurgood Marshall

合衆国最高裁判所判事 Thurgood Marshall が、1993年1月24日、心不全で亡くなった。享年84歳であった。1991年に合衆国最高裁判所を退いたが、弁護士として合衆国最高裁判所判事として、公的な権限を与えられない者に対して、徹底して強力な人権擁護の声をあげ、死刑は残虐かつ異常な刑罰を禁止した修正第8条に反するものとして死刑に反対し続けた。1984年にニューヨーク大学のロー・スクールで行った講演で以下のように語った。

「法律家が処刑を『妨害している』という非難を、私はつねに不条理なことと考えている。私の考えでは、いずれにしても国家は人を殺すという合法的な権益を有していない。被告人がその有罪あるいは判決に対して有効な異議の申立てを行う機会が与えられるとき、正義の根本原則は、問題が被告人の死によって論じられる前に、裁判所にその申立てを提出する完全な機会を弁護人に与えることを要請する」。

13 州の立法にみられる進展

ジョージア州、インディアナ州およびテキサス州が、死刑の代替刑として仮釈放の可能性のない終身刑を定めた法律を可決した。陪審が仮釈放なしの終身刑が選択できるとされた場合、陪審は死刑を科さないであろうと予想される。しかし、いずれの法案もまだ法律にはなっていない。

死刑廃止全国連合 (National Coalition to Abolish the Death Penalty: NCADP)によれば、現在死刑法を有していない14州のうちの9州が、死刑の再導入を認めた立法を提出した⁽¹⁾。

1993年3月に、アイオワ州で死刑を再導入しようとする法案が可決されなかった。議会の司法小委員会は、3対3で司法委員会全員によるこの法案の討議を否決し、立法会議に送付する機会を失った。この法案は、強姦、誘拐およびその他の謀殺を含む謀殺事件に死刑を限定的に適用しようとしたものであった。アイオワ州は、1965年に死刑を廃止している。

ニューヨーク州で、Cuomo 州知事が、ニューヨーク州に死刑を復活させようとする法案に対し再度拒否権を行使した。議会は、死刑を再導入するための憲法改正の州民投票を行おうとする試みを進めている。州民投票に付されるために提案された法案には、州知事の拒否権は及ばず、全州による投票が必要とされる。

1993年10月19日に、134年ぶりの投票によって、ウイスコンシン州の上院は死刑復活法案を退けた。上院における、殺人を再度犯した者と、少年に対する第1級の性的暴行致死を犯した者に死刑の適用を認めようとした法案の討議は21対12で延期された。

アラスカ州、ハワイ州、メイン州、マサチューセッツ州、ミシガン州およびロードアイランド州で死刑復活法案が提出されたが、いずれも可決されなかった。

アラスカ州、コロラド州およびワシントン州は、精神障害者の処刑を禁じる法律を可決した。これで精神障害者の処刑を禁止した州は全部で8州(先の2州の他に、ジョージア州、メリーランド州、ケンタッキー州、テネシー州およびニューメキシコ州)となった。

注

(1) NCADP が1993年8月に公表した、*1993 Survey of State Legislation* による。

14 死刑に関する統計

1977年から1993年までの処刑⁽¹⁾

死刑が再導入された1976年以降の処刑総数は226人である。

年次	1976	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93
処刑数	0	1	0	2	0	1	2	5	21	18	18	25	11	16	23	14	31	38

処刑された被告人の人種——総数226人

白人	123人 (55%)
黒人	87 (39)
ラテン・アメリカ系	14 (6)
アメリカ原住民	2 (1)

被害者の人種——総数297人

白人	254人 (84%)
黒人	35 (12)
ラテン・アメリカ系	8 (3)
アジア系	4 (1)

州別処刑数——総数 21州

テキサス州	71人 (31%)
フロリダ州	32 (14)
ルイジアナ州	21 (10)
バージニア州	22 (10)
ジョージア州	17 (7)
ミズリー州	11 (5)
アラバマ州	10 (5)
ネバダ州	5 (2)
ノースカロライナ州	5 (2)
ミシシッピ州	4 (2)
サウスカロライナ州	4 (2)
アーカンソー州	4 (2)
ユタ州	4 (2)
オクラホマ州	3 (1)

アリゾナ州……………	3	(1)
デラウェア州……………	3	(1)
カリフォルニア州……………	2	(1)
インディアナ州……………	2	(1)
イリノイ州……………	1	(0, 5)
ワシントン州……………	1	(0, 5)
ワイオミング州……………	1	(0, 5)

処刑方法—————総数226人

薬物注射……………	108人
電気……………	108
ガス……………	8
銃殺……………	1
絞首……………	1

死刑法を有する管轄—————36州と2連邦管轄

アラバマ州・アリゾナ州・アーカンソー州・カリフォルニア州・コロラド州・コネチカット州・デラウェア州・フロリダ州・ジョージア州・アイダホ州・イリノイ州・インディアナ州・ケンタッキー州・ルイジアナ州・メリーランド州・ミシシッピ州・ミズリー州・モンタナ州・ネブラスカ州・ネバダ州・ニューハンプシャー州・ニュージャージー州・ニューメキシコ州・ノースカロライナ州・オハイオ州・オクラホマ州・オレゴン州・ペンシルバニア州・サウスカロライナ州・サウスダコタ州・テネシー州・テキサス州・ユタ州・バージニア州・ワシントン州・ワイオミング州・合衆国政府・合衆国軍隊
(下線のついた州は死刑法を有しているが、いままでに死刑を適用したことがない)

死刑法を有しない管轄—————14州と1連邦管轄 (DC)

アラスカ州・コロンビア特別区・ハワイ州・アイオワ州・カンザス州・メイン州・マサチューセッツ州・ミシガン州・ミネソタ州・ニューヨーク州・ノースダコタ州・ロードアイランド州・バーモント州・ウエストバージニア州・ Wisconsin州

1977年以降処刑された少年犯罪者—————総数9人

処刑日

Charles Rumbaugh (テキサス州、犯行時17歳)	……………1985年9月11日
James Terry Roach (サウスカロライナ州、犯行時17歳)	……………1986年1月10日
Jay Pinkerton (テキサス州、犯行時17歳)	……………1986年5月15日

Dalton Prejean（ルイジアナ州、犯行時17歳）	……………1990年5月18日
Johnny Frank Garrett（テキサス州、犯行時17歳）	……………1992年2月11日
Curtis Harris（テキサス州、犯行時17歳）	……………1993年7月1日
Frederick Lashley（ミズリー州、犯行時17歳）	……………1993年7月28日
Ruben Cantu（テキサス州、犯行時17歳）	……………1993年8月24日
Christopher Burger（ジョージア州、犯行時17歳）	……………1993年12月7日

少年死刑囚

アラバマ州……………	4人
フロリダ州……………	5人
ジョージア州……………	2人
ケンタッキー州……………	1人
ミシシッピ州……………	1人
ミズリー州……………	1人
オクラホマ州……………	2人
ペンシルバニア州……………	1人
サウスカロライナ州……………	1人
テキサス州……………	10人
バージニア州……………	2人

注

- (1) 資料：Legal Defense and Educational Fund, Inc., New York, October 1993.